

精神障がい者福祉制度の概要

(障がいの程度や範囲によっては該当しないものもあります。)
市障がい福祉課 市役所2階23番窓口 電話839-2333 FAX821-0086

令和3年4月1日現在 高松市
Eメール: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

援護の種類	対象障がいの程度 精神障害者保健福祉手帳	対象		内容等	手続に必要なもの			取扱・相談窓口	「障がい者ガイドブック」掲載ページ			
		20歳未満	20歳以上		手帳	印鑑	(個人番号)その他					
手当・年金・保険	特別障害者手当	1級程度		○	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者	○	○	○	市障がい福祉課[生活支援係]	P4		
	障害児福祉手当	1級程度		○	日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児	○	○	○	市障がい福祉課[生活支援係]			
	特別児童扶養手当	手帳の等級区分とは異なる場合あり		○	20歳未満の児童を養育する父、母又は養育者に支給。	○	○	○	医師の診断書、戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)等	市こども家庭課[こども福祉係](839-2353・市役所6階26番窓口)		
	児童扶養手当	配偶者が1級程度			18歳に達した年度末までの児童を養育する父、母又は養育者に支給。	○	○	○	医師の診断書、戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)等	P5		
	障害基礎年金	1級・2級(年金の区分)		○	障害基礎年金の請求には一定の納付要件あり。また、65歳までに障害基礎年金の1~2級に該当していないと請求できない。	△			年金手帳窓口にて御相談ください。	市市民課[国民年金係](839-2322・市役所1階6番窓口)		
	●障害児福祉金	1級~2級		○	高松市に居住1年以上の方	○	○		振込口座(普通預金)の確認できるもの	市障がい福祉課[生活支援係]		
	●在宅障害者介護見舞金	1級		○	医師又は介護支援専門員の証明により日常生活活動等が困難と認められる者を介護する方。障がい者、介護者ともに高松市に居住1年以上の方。	○	○		医師又は介護支援専門員の証明、介護する方の振込口座(普通預金)の確認できるもの	市障がい福祉課[生活支援係]		
	心身障害者扶養共済制度	精神に障がいのある方(その障がい永続的なもの)		○	保護者の年齢により掛金にランクあり(65歳未満)	△	○		窓口に御相談ください。精神科の医師の診断書が必要な場合があります。	市障がい福祉課[生活支援係]		
●心身障害者扶養共済制度掛金助成			○	1口目の掛金の一部助成・所得制限あり	△	○		窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]			
医療	自立支援医療(精神通院)	精神疾患の通院治療を受けている方		○	通院医療費自己負担分の一部助成			○	窓口に御相談ください。(診断書等)	市障がい福祉課[医療係]	P8	
	ひとり親家庭等医療	配偶者が1級~2級			18歳に達した年度末まで(一部、20歳未満)の児童とその児童を養育する父又は母の医療費自己負担分の助成(所得制限あり)	○		○	戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、健康保険証等	市こども家庭課[こども福祉係](839-2353・市役所6階26番窓口)		
	後期高齢者医療制度への加入	1級~2級	65歳以上75歳未満		後期高齢者医療制度に加入することもできる。	○	○	○	窓口に御相談ください。	市国保・高齢者医療課(839-2315・市役所1階9番窓口)	P8	
交通	バス運賃の割引	全		○	一般普通運賃の割引	○			詳細は各事業者にて御確認ください。	乗車時に手帳を提示	P9	
	船舶旅客運賃の割引	全		○	精神1級の本人と介護者1名が割引、精神2~3級の方は本人のみ割引	○			詳細は各事業者へ御確認ください。	事業所により相違する場合がありますので、御確認ください。		
	タクシー運賃の割引	全		○	手帳の交付を受けている全ての方1割引	○				乗車時に手帳を提示		
	航空旅客運賃(国内)の割引	全	満12歳以上		○	介護者とともに、又は単独で利用する場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。	○			介護者と共に購入する場合(同時に購入)航空券購入時に手帳を提示	※各航空会社へ御確認ください。	
	●福祉タクシーの助成	1級~2級		○	1級は年間40枚 2級は年間25枚 ※本人が18歳以上:本人及び配偶者が非課税であること 本人が18歳未満:所得制限なし	○	○		代理申請の場合は、代理の方の身分証明書の提示が必要。	市障がい福祉課[生活支援係]		
	かがわ思いやり駐車場制度	1級		○	公共施設に設置されている、障害者等用駐車場を適正に利用するため、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付する。	○			代理申請の場合は、代理の方の身分証明書の提示が必要。	香川県健康福祉総務課(832-3280)	P10	
駐車禁止規制の適用除外	1級		○	歩行困難な方が利用する自動車に対し、駐車禁止除外指定標章を交付し、駐車を認める。(公安委員会が認めた方が対象)	○	○		あらかじめ窓口に御相談ください。	最寄の警察署の交通課			
税金	所得税・個人住民税の所得控除	全		○	障害者控除は2・3級 特別障害者控除は1級	○	○	○		所得税・・・税務署(861-4121)、勤務先 個人住民税・・・市市民税課(839-2233・市役所2階15番窓口)	P11	
	自動車税(種別割)又は自動車税(環境性能割・軽・普通)(県税)・軽自動車税(種別割)の減免	同一生計者又は常時介護者が通院等で運転送迎する場合(健康づくり推進課で証明書発行)		○	1級かつ自立支援医療受給者証 同一生計者又は常時介護者が通院等で運転送迎する場合	○			運転免許証、証明願、通院通学等証明書、住民票等、常時介護者の場合は、自動車運行計画書、常時介護者の誓約書が必要。令和3年度減免は、県税事務所は4月1日~納期限5日前、市民税課4月1日~5月31日。	自動車税(種別割)は、県税事務所(806-0314) 自動車税(環境性能割)は、県税事務所(881-3858) 軽自動車税(環境性能割)は、全国軽自動車協会連合会香川事務所(870-6657) 軽自動車税(種別割)は、市市民税課[法人係](839-2233・市役所2階14番窓口)	P11-12	
	相続税の控除	全		○	障がいの程度、年齢に応じて税額が減額。	○	○	○		税務署(861-4121)	P12	
診断書	●障害者手帳等申請用診断書作成料助成	手帳を所持している又は自立支援医療(精神通院)の受給者		○	平成26年10月以降の更新のための診断書作成料を助成。上限額は、手帳5,000円、自立支援医療3,000円。ただし、生活保護受給者・中国残留邦人等支援事業対象者は除く。※新規申請・等級変更は対象外			○	領収書、振込口座(普通預金)の確認できるもの。	市障がい福祉課[生活支援係]	P12	
	公共料金等	NHK放送受信料の免除	全額免除 半額免除	1級	○	市民税非課税世帯 本人が世帯主かつ受信契約者	○	○		市福祉事務所の証明書が必要	NHK高松放送局(825-0150) 市障がい福祉課[管理係]	
		NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)	全		○					事前登録が必要。窓口に御相談ください。	NTT西日本ふれあい案内担当(0120-104-174)	P13
		携帯電話基本料等の割引	全		○	詳細は、各携帯電話会社に御確認ください。				会社によって制度がないところがあります。	各携帯電話会社	
入園料等の減免	全		○	栗林公園・玉藻公園・香川県文化会館・美術館・市営プール等	○				各施設の受付で手帳を提示			
在宅支援	●住宅改造助成	1級~2級		○	高松市に居住1年以上の方で、生活保護世帯・市民税非課税世帯 認定工事費×3/4・上限75万円	○	○		工事着手前に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]	P16	
その他の支援	公営住宅入居時の所得要件緩和	全		○	収入基準等の緩和。申込住宅の種類によって、障がいの種類や程度、範囲が異なる場合がある。	○	○	○	窓口に御相談ください。	市市営住宅課(839-2541・市役所7階)、市市営住宅管理センター(802-3660・市役所7階)、県住宅課分室(832-3587)	P21	
	生活福祉資金の貸付	全		○	福祉資金(福祉費)	○	○		窓口に御相談ください。	自立相談支援センターたかまつ(高松市社会福祉協議会分室)(802-1081)		
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護・短期入所等	手帳を所持している又は自立支援医療(精神通院)受給中等の要件が必要	○	障害福祉サービス等の支給申請が必要	△	○	○	窓口に御相談ください。(※手帳等、要件が確認できるものが必要)	市障がい福祉課[認定係]	P22-23	
	訓練等給付	就労移行支援・就労継続支援等 共同生活援助										
相談	地域生活支援	地域活動支援Ⅱ型等			地域活動支援センターⅠ型				窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係・指導監査係] 市健康づくり推進課(839-3801)		
	精神障害者相談支援事業	地域活動支援センタークリマ	(牟礼町)	電話845-0335 FAX870-1090						月~金曜日 午前9時~午後5時、土曜日 午前9時~12時(※年末年始・祝日・お盆を除く)	P25	
		障害者地域生活支援センターほっと	(川島東町)	電話840-3770 FAX840-3769						月~金曜日 午前9時~午後5時、土曜日 午後1時~午後5時※要予約(※年末年始・祝日・お盆を除く)		
		相談支援事業所ライフサポートセンター	(岡本町)	電話815-7877 FAX815-7505						月~金曜日 午前9時~午後5時(※年始・祝日・お盆を除く)		
		中讃地域生活支援センター	(坂出市)	電話0877-56-3200 FAX0877-56-3211						月~金曜日、第1・2土曜日 午前9時~午後5時(※年末年始・祝日・お盆を除く)		
		地域生活支援センターありあけ	(観音寺市)	電話0875-57-5501 FAX0875-57-5502						月~金曜日 午前9時~午後5時、土曜日 午前9時~12時30分(※年末年始・祝日を除く)		
	オリーブ	(小豆島町)	電話0879-75-2310 FAX0879-75-2310						月~土曜日 午前8時30分~午後5時30分			
相談支援事業所わかたけ	(坂出市)	電話0877-59-0582 FAX0877-59-0581						月~土曜日 午前8時30分~午後5時30分(※年末年始・祝日を除く)				
●成年後見制度利用支援	精神に障がいのある方		○	身寄りがいない方で、親族による法定後見の開始の審判が期待できない方。	△			窓口に御相談ください。	65歳未満:市障がい福祉課[管理係] 65歳以上:市地域包括支援センター(839-2811)	P26		

●印は高松市独自の事業
(注1) マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類が必要です。代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の身元が確認できる書類が必要です。
△:手帳所持者は持参

高松市健康づくり推進課では このようなことをしています



<こころの健康相談>

ご本人や家族からのこころの病気・アルコール問題・ひきこもりなど、こころの健康に関する相談に応じています。まずは、お電話でご連絡ください。

相談日時：平日 9:00~17:00



【相談・行事についてのお問い合わせ】

高松市保健所健康づくり推進課
精神保健係

〒760-0074

高松市桜町一丁目9番12号
(保健センター内)

電話 087-839-3801

FAX 087-839-2367

<普及啓発活動>

●こころの健康セミナー

(6月~12月 計7回)

病気の理解や対応を学び、こころの健康について一緒に考えるセミナーです。

●こころの健康地域・職域啓発事業

自殺予防の一環として、こころの健康づくり、休養・睡眠、飲酒についての正しい知識と、ストレス対処法やゲートキーパー等について学び、実践してもらうための講座を地域や職域で実施します。

<家族教室>

◆統合失調症家族教室

(6月~翌年2月の偶数月 月1回)

統合失調症患者を支える家族が、お互いの悩みを話し合い、病気を正しく理解するための教室です。



◆うつ病家族教室

(9月~12月 計4回)

うつ病患者を支える家族が病気の正しい知識や家族の接し方を学び、語り合うための教室です。

◆アルコール問題を考える家族のつどい

(毎月第3水曜日 7月休み)

アルコール問題を抱えた家族が、共に語り合い、アルコール依存症に対する理解を深め、お互いに支えあい、酒害者の回復を支援するためのつどいです。

<精神障害者の社会復帰のための支援>

★当事者のための生活スキルアップ

セミナー (毎月1回、4月・12月休み)

セミナーを開催し、当事者同士が共に集い、社会生活の知識や技術を学びます。

★デイケア (原則毎週火曜日)

在宅の精神障害者に集いの場を提供し、創作活動やレクリエーション等の生活体験を積み重ね、仲間づくりや協調性を養うことで生活の自立をめざします。

★訪問・相談による支援

日常生活の過ごし方や社会復帰についての相談に応じています。